

兵庫労働局・神戸西労働基準監督署発表
平成30年2月22日

連絡先

兵庫労働局労働基準部

監督課長 片野 圭介

統括特別司法監督官 森山 健治

TEL 078(367)9151

FAX 078(367)9165

神戸西労働基準監督署

副署長 ^{すが}菅 浩造

TEL 078(576)1831

FAX 078(575)0275

労働安全衛生法違反被疑事件の送致について

兵庫労働局 神戸西労働基準監督署（署長 ^{しおみ たく}塩見 卓）は、本日下午記のとおり労働安全衛生法違反の疑いで神戸地方検察庁に書類送検した。

記

1. 被疑者

(1) 株式会社 横河ブリッジ

本店所在地 千葉県船橋市

工事現場所在地 神戸市北区

(2) 工事現場所長 A（43歳）

2. 事件の概要

被疑者 株式会社横河ブリッジは、千葉県船橋市に本店を置き、主に橋梁建設工事業を営む事業者、また被疑者Aは、同社が請け負った神戸市北区に所在する新名神高速道路 有馬川橋（鋼・PC複合上部工）工事現場の所長で、神戸西労働基準監督署長に対する工事計画届の届出業務を担当する者である。

Aは平成27年9月7日、同工事現場において、支間の長さ113.45メートル（上り線）及び支間の長さ102.95メートル（下り線）の橋梁の架設工事を開始するにあたり、その計画を、法令で定めるところにより、同工事開始日の14日前までに所轄の神戸西労働基準監督署長に届け出なかったもの。

当工事現場において、平成28年4月22日、橋台と橋脚に鋼製橋桁を架ける作業中に、当該橋桁が落下して作業をしていた下請の作業員10名が被災し、そのうち2名の者が死亡する災害が発生した。

3. 違反被疑条文

労働安全衛生法第88条第3項（計画の届出等）

労働安全衛生規則第90条第2号（仕事の範囲）

労働安全衛生規則第91条

【上記の罰則】

労働安全衛生法第120条第1号（50万円以下の罰金）

同法 第122条（法人に対する処罰規定）

【 参考・関係法令 】

・労働安全衛生法

第88条第3項

事業者は、建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事(建設業に属する事業にあつては、前項の厚生労働省令で定める仕事を除く。)で、厚生労働省令で定めるものを開始しようとするときは、その計画を当該仕事の開始の日の十四日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

・労働安全衛生規則

第90条第2号

法第88条第3項の厚生労働省令で定める仕事は、次のとおりとする。

二 最大支間五十メートル以上の橋梁の建設等の仕事

第91条第1項

建設業に属する事業の仕事について法第八十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第二十一号による届書に次の書類及び圧気工法による作業を行う仕事に係る場合にあつては圧気工法作業摘要書(様式第二十一号の二)を添えて厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、圧気工法作業摘要書を提出する場合においては、次の書類の記載事項のうち圧気工法作業摘要書の記載事項と重複する部分の記入は、要しないものとする。

- 一 仕事を行う場所の周囲の状況及び四隣との関係を示す図面
- 二 建設等をしようとする建設物等の概要を示す図面
- 三 工事用の機械、設備、建設物等の配置を示す図面
- 四 工法の概要を示す書面又は図面
- 五 労働災害を防止するための方法及び設備の概要を示す書面又は図面
- 六 工程表

第91条第2項

前項の規定は、法第八十八条第三項の規定による届出について準用する。

この場合において、同項中「厚生労働大臣」とあるのは、「所轄労働基準監督署長」と読み替えるものとする。

(罰則)

・労働安全衛生法

第120条第1号

次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- 一 第88条第3項(該当条文のみ抜粋)の規定に違反した者

第122条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、(略)第120条(略)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。